

## 部活動改革、その先へ

# 地域で育むジュニアスポーツ

〈連載〉  
第24回

2026年度から新たに「改革実行期間」がスタートし、中学校部活動の地域展開などの取り組みが新たなフェーズ(局面)を迎える。今号では、改革の背景・経緯を確認したうえで、文部科学省が定めた新たなガイドラインの内容や関連予算のポイントなどに迫る。

# 令和の部活動改革「部活動が変わる、未来が広がる」

## 「学校と地域の共創による子どもたちのスポーツ環境の進化」

新たなガイドラインと新たな補助制度  
2026年度から新たに「改革実行期間」がスタート！

### 部活動の地域展開などの背景と経緯

人も含めた地域スポーツ全体の振興や地域活性化などにつながることも期待されます。

#### ●背景

スポーツ庁では、公立中学校などを主な対象として、部活動の「地域展開」(地域が主体となる「地域クラブ活動」への展開)および「地域連携」(部活動指導員の配置や合同部活動の実施など)(以下まとめて「地域展開など」)を推進しています。

近年の急激な少子化の進展に伴い学校の規模が縮小するなかで、学校単位でのチームスポーツなどの実施が困難になってきています。また、学校における働き方改革や専門性の観点から教師のみに頼る指導体制は維持できなくなっています。

このため、地域全体で子どもたちのスポーツ活動を支える仕組みの構築が必要です。それにより、単に生徒のスポーツ機会を維持するにとどまらず、多種多様な体験の実現や活動の質向上、大

業との連携などについて記載  
また、24年8月より「地域ス

業との連携などについて記載  
また、24年8月より「地域ス



【参考:「令和6年度地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業事例集」(2025年8月スポーツ庁)】



【新たなガイドライン】



おのの まさし  
解説/大野雅史  
スポーツ庁  
地域スポーツ課課長補佐  
京都府出身。2008年に文部科学省に入省。文化庁著作権課、大臣官房総務課法令審議室、幼児教育課などを経て、'21年4月から2年間、島根県教育委員会に出向し、教職員の採用・人事や働き方改革などを担当。その後、復興庁およびスポーツ庁政策課(スポーツ戦略官)を経て、'25年4月から現職。

部活動改革に関する新たなガイドライン  
文部科学省では、25年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。これは、26年度からの「改革実行期間」における部活動改革の推進などに関して、国としての基本的な考え方や具体的な取り組み方針などを示すものであり、全6章で構成されます。

これらを受け、同年12月には、文部科学省として部活動改革に関する新たなガイドラインを策定しました。また、同年度補正予算および26年度当初予算案において、

希望する教師などが兼職兼業の許可を得て地域クラブ活動の指導者となることを促進  
部活動の地域展開などに係る予算  
文部科学省では、25年度補正予算で計82億円、26年度当初予算案で計57億円を計上しています。これらを合わせると139億円となり、前年度の2倍を超える規模となります。これらの予算に基づき、新たな補助制度を創設し、各地域における取り組みを総合的かつ継続的に支援してまいります。

#### 員の配置支援

#### 文部科学省の今後の取り組みなど

文部科学省においては、改革の理念や方向性などの周知広報、新たな補助制度、相談窓口の設置やアドバイザー派遣などを通じて自治体へのきめ細かな支援などにより、部活動の地域展開などの全国的な実施を推進していきます。

部活動の地域展開にあたっては、指導者の確保・育成をはじめ多岐にわたる課題解決を図る必要があり、地域のスポーツ関係者の協力が欠かせません。経験豊富なスポーツ関係者に協力いただくことで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動になることも期待されます。

部活動の地域展開などは、地域の関係者が連携・協働し、子どもたちにとってよりよいスポーツ環境を未来へつなぐ取り組みです。スポーツ関係者の皆さま方におかれては、部活動が直面する危機を、子どもたち、ひいてはすべての人々にとっての地域スポーツ環境を進化させる好機に変えるため、ぜひとも積極的なご協力をお願いいたします。

業との連携などについて記載  
また、24年8月より「地域ス

### ■地域クラブ活動に関する認定制度の認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障(選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む)
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日を設定(休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定)
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定(国が示す目安を踏まえる)
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底(日本版DBSの活用を含む) ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導(※) (※)「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築(研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定)
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入(参加者及び指導者等)
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

(※)円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける(原則として令和8[2026]年度末まで)

町村などが認定)を新たに構築。

町村などが認定)を新たに構築。